

日本産業保健法学会 第1回学術大会 開催報告

泉 陽子

1. はじめに

日本産業保健法学会(以下、学会)は、2020年11月1日に設立された新しい学会である。この学会は、三柴丈典 近畿大学法学部教授が中心となって設立・運営し、約800名の講座受講者を輩出した産業保健法学会研究会(2012年設立、当初の名称は産業保健法務研究研修センター)の活動経験を基礎として、この問題に関心を持つ方々の一層の研鑽、自主的な学術的活動、多領域の参画による学際的な活動を目指して、学会としての活動に発展したものである。

産業保健は労働安全衛生法をはじめとする法の枠組みの中にあり、また産業保健の現場で生じる課題はしばしば法的な問題に発展する。一方、現場で産業保健に携わる人々にとって、法の知識はどちらかといえば敷居が高く、必要な知識を得る手段も限られているのが現状である。学会は、法の知識を活用した現場の問題解決と、法制度による産業保健問題の予防の両者を視野におき活動を開始した。

ちょうどコロナ禍の中での活動スタートであったが、前団体から発展した研修講座のオンライン開催、個別の検討課題に取り組む委員会活動、ジャーナル発刊準備、掲示板機能のJAOHL相談室の開設等を精力的に進めてきた。コロナ禍の昨年5月にいち早く「新型コロナ労務Q&A」として、現場の課題に役立つ踏み込んだ情報提供を開始したことも注目を集めた。

そしてこの間、さまざまな団体や関係者の支援もいただいて周知に努めたこともあり、産業医、弁護士、社会保険労務士、保健師、看護師、心理職、企業の人事担当者、研究者など、多様な経歴や専門性、職域の方々が次々に学会に参加され、会員数は設立から1年あまりで700名を超えるに至った。このような約1年間の活動の集大成として、日本産業保健法学会第1回学術大会(以下、大会)が、三柴丈典大会長および香山不二雄副大会長のもと、2021(令和3)年9月23日~24日に、オンラインと現地(一橋大学一橋講堂)のハイブリッド方式により開催された(写真1)。一部のプログラムについては事前収録を行った。オンデマンド配信は10月1日から1か月間実施された。なお本大会は、厚生労働省や日本医師会をはじめ多くの関連団体等から後援という形でのサポートをいただいた。



写真1 会場の一橋講堂

2. 大会のメインテーマとプログラム

大会のメインテーマは「法知識を踏まえた問題解決を考える」であり、第1回大会にふさわしく、学会の中心テーマに真正面から向き合うものとなった。学会の守備範囲は、「ミクロ-マクロ」の軸と「未然防止-事後解決」の軸による4象限で整理(図1)されているが、プログラムもこの4象限を意識した多様で意欲的なものとなった。

大会1日目(9月23日)は、大会長講演、招待講演に続き、4会場に分かれて特別講演2、教育講演、シンポジウム2、連携学会との共同シンポジウム2、関係学問の最前線、ワークショップ、協賛セミナー、一般演題の発表が行われた。夕刻には、パーティー会場を模したオンラインイベントツール「oVice」を用いて懇親会が開催された。初めてのアプリの操作やオンラインでの会話に戸惑う方もあり、運営には課題を残したが、コロナ禍の中で貴重な交流の場となった。

大会2日目(9月24日)は、4会場に分かれて特別講演、教育講演、大会企画シンポジウム、シンポジウム、ワークショップ3、連携学会との共同シンポジウム、緊急企画、模擬裁判、事例検討、関係学問の最前線2、協賛セミナー、一般演題の発表が行われた。

また、協賛1社、協賛セミナー4社、寄付1社2団体、広告3社3団体のご協力をいただいた。

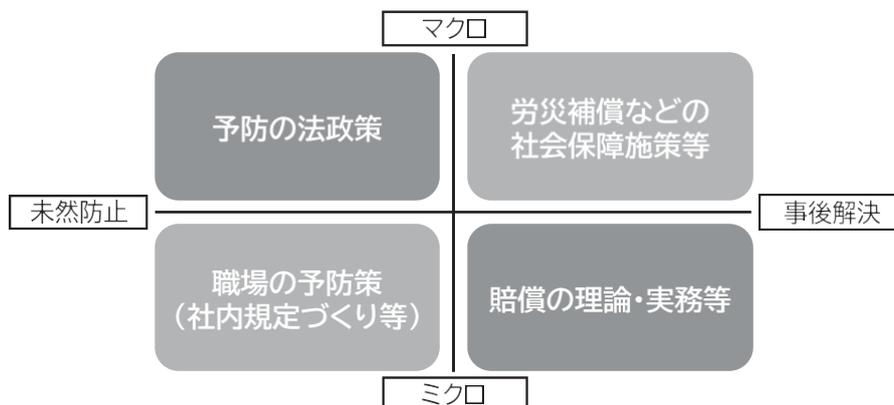


図1 産業保健法学会 四象限

3. 当日の概要

(1) 講演

大会長講演においては、三柴丈典 近畿大学法学部教授より、本学設立の経緯と趣旨、産業保健という人間的な現場の価値、法知識を現場の課題解決に用いることの意義、産業保健制度の課題と展望とともに、本学会の立ち上げとこの1年間の活動内容と苦労、そして今後も他学会や関係者を巻き込み強力に活動を展開していく決意が語られた(写真2)。



写真 2 大会長講演のライブ配信の様子

招待講演においては、村本由紀子 東京大学教授が、「組織における制度と文化～社会心理学の視点から～」と題して、旧態依然とした文化が維持される「多元的無知」のメカニズムから説き起こし、組織の柔軟な適応について論じられ、学際的な知を刺激する場面となった。

特別講演①では、学会の中嶋士元也代表理事が、「労災補償の行政審査と司法審査—職業病の医学基準と法学基準—」と題して、労災認定等の行政審査が主として依拠する医学基準と、行政処分に対する裁判所の審査の支柱となる法学基準の存在を示唆し、その緊張関係と、最近の脳・心疾患、精神障害の認定基準への民事的要素の加

味の意義について論じた。

特別講演②では、高倉俊二 厚生労働省労働衛生課長から、「労働衛生行政の動向」と題して、働き方改革、新型コロナ対策、テレワーク等の最近のトピックについてお話をいただいた。

特別講演③では、神村裕子 日本医師会常任理事から、「日本医師会における産業保健の取組」と題して、認定産業医の現状、認定研修会の新たな在り方（オンライン等）の検討、産業医の全国組織化など、認定産業医活動の活性化に向けた注目すべき動きが披露された。

教育講演①「健康情報等の取扱いと法」では、三柴教授から、健康管理のために必要な情報収集とプライバシー保護の対立を克服する手続きの重要性と、その具体的条件として行政が示した基本原則の読み方、政策の方向性の展望が提示された。

教育講演②「ESG/SDGs は労働安全衛生の水準を引き上げるか」では、永田智久 産業医科大学准教授が、CSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)、ESG(Environment, Social, Governance : 環境・社会・ガバナンス)、SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の定義や歴史から、労働安全衛生に関する具体的な指標、大企業・中小企業にとっての意義等を論じ、指定発言では、森永雄太 武蔵大学教授が経営学の人的資源管理論の立場から、その重要性とともに一過性ブームに陥る危険性を指摘し、討論では学際領域課題の検討の場としての本学会の重要性が指摘された。

(2) シンポジウム

大会企画シンポジウム「産業医制度の今とこれから」では、企業経営者、産業医業務受託法人、心理職、ハイジニスト、健康政策、産業医の各々の立場からの問題意識と取組みが語られ、産業保健制度の転換期にあって取り組むべき多くの課題、各領域の専門家を活用して取組の質的向上と連携を進める重要性、最終的に働く人一人ひとりのウェルビーイングを目指すことなどが語られ、今後本学会で取り扱うべきテーマの広がりを示すものとなった(写真 3)。

シンポジウム①「神奈川 SR 経営労務センター事件の教訓」では、メンタル不調社員の復職申請に関する実際の事件を素材として、精神科主治医，産業医，人事労務担当者，弁護士，心理職の立場から，事例にどう対応すべきだったのか，一般的にメンタル不調に伴う休職・復職の問題にどう対応するのが望ましいのかについて，多角的な検討が行われた。



写真3 大会シンポジウムの様子

シンポジウム②「化学物質管理の法政策」では，個別規制の対象外の化学物質による健康被害の発生等を踏まえて，国において化学物質規制の仕組みが自律的な管理を基本とする仕組みに大転換する方向性が示されたことを背景として，労働者，業界，産業保健，法学，行政，監督実務の立場から，現状と課題の共有，今後の対応が議論された。

シンポジウム③「テレワークにおける健康管理政策と法」では，コロナ禍で準備が整わないままに急速に導入されたテレワーク，特に雇用労働者の在宅勤務に焦点を当て，健康影響，ストレスと性格特性，小規模企業及び大企業の事例，テレワークの健康問題と法のそれぞれの視点から問題提起が行われた。コロナ禍の社会において急激に浮上した新しい課題へのタイムリーな企画であり，今後の本学会での検討の深化が期待された。

(3) 連携学会との共同シンポジウム

学会は学際領域を扱うことから，関係学会と共通する具体的なテーマの多角的な議論を通じて課題を掘り下げていくことが重要となる。

日本産業ストレス学会との連携シンポジウム「(シリーズ) 裁判所による産業ストレスの認定を検証する」は，裁判所の認定／非認定に関して様々な観点から検証を行う企画で，今回はその第1回として，パワーハラスメントに関連する「池袋労働基準監督署長事件」を取り上げた。事例の提示に続き，法的な観点，精神医学の観点，作業関連精神障害につながる曝露要因とその予防，人事労務の立場からみたストレスの評価と予防等について発表され，補償と予防の2つの観点から問題解決のための方策が論じられた。

日本産業精神保健学会との連携シンポジウムでは，「労災保険受給者の復職支援と療養の在り方」をテーマに，精神障害の労災認定後の長期療養に関する調査結果，労災保険制度と認定基準，ドイツにおける制度運用情報の各々の報告がなされた後，指定発言において，早期の復職支援を図るためには運用の改善だけでは解決できない根本的な課題があるのかとの指摘がなされた。

日本職業・災害医学会との連携シンポジウムでは，「海外勤務者の健康問題と労災事例の検

討」をテーマに、海外勤務者の健康問題の最近の傾向、ストレスや過重労働の関係する海外勤務者の労災事案の司法判断、海外勤務者の労災補償、海外勤務者に対する産業保健活動について報告が行われ、学際的な課題としての認識が共有された。

(4) 緊急企画

緊急企画「新型コロナウイルス感染症の労務問題と法」では、川村孝 京都大学名誉教授による生物医学的な解説の後、各演者から、休職期間の延長・入社拒否、PCR 検査の義務付け、コロナ対応による休業と賃金・休業手当、ワクチン接種率の向上策、在宅勤務と安全配慮義務等の労務問題と法について解説がなされ、各現場での切迫した問題解決に参考となる基本的な考え方が共有された。

(5) 模擬裁判

模擬裁判「組織に適応できず病気休職した企業内弁護士の復職判定」は、素材事例をもとに2部構成で実施された。第1部では事例の提示に続き、復職させるべきとする原告労働者側の主治医・弁護士と、復職を拒否すべきとする被告会社側産業医・弁護士に分かれたディベートの後、Webの投票機能を用いて148名の参加者が評決に参加し、最後にポイントの解説が行われた。第2部では、適応障害、パーソナリティ障害の解説の後、聴講者からの質疑応答が行われた。

(6) 事例検討

事例検討は、参加者が4人ずつのグループに分かれ、あらかじめ提示された事例を読んだうえで討論するプログラムで、医学、心理、法務の観点からのパネラーが助言を行った。

(7) 関係学問の最前線

学会は学際領域を扱うことから、関係する学問領域での最近の展開や関心事項等を共有する機会が重要である。

精神医学領域からは、「パーソナリティ障害と発達障害の境界—性格と病気の不可分性」と題して、白波瀬丈一郎 東京都済生会中央病院健康デザインセンター長より、「聴講者に境界性パーソナリティ障害 (BPD) と自閉スペクトラム障害 (ASD) になじんでもらう」ことを目的として、BPD か ASD かという境界にこだわるのではなく、期待される業務役割を果たすことができるかという境界の設定の有効性が提示された。

労働法学、比較法領域からは、「ドイツにおける精神障害者の解雇法理」と題して、佐々木達也 名古屋学院大学法学部専任講師より、ドイツにおける解雇規程、疾病・労働不能概念の特徴を前提としてドイツの判例を日本と比較し、復職可能性 (疾病性) の判断、精神疾患に起因する問題行動 (事例性) への対応、治療中断に対し事業者が行う対応等の点から共通点と相違点が提示された。

産業医学領域からは、「産業保健活動の成果とは何か、それは測れるのか?」と題して2つの報告があった。森晃爾 産業医科大学教授からは「測らなければならない」との立場で、産

業保健活動の目的の明確化とアウトカム評価指標設定の重要性、健康経営の成果等について、また、森永雄太 武蔵大学教授からは、経営学における「健康」の位置付け、人的資源管理と産業保健の結節点としてのウェルビーイング、成果の測定上の課題等が示された。

(8) ワークショップ

ワークショップ①「社会保険労務士と産業保健スタッフの連携のあり方」では、小規模事業所におけるメンタルヘルス対応の事例をもとに、社労士の立場からみたポイントと対応、産業医の立場からの新しい勧奨指導方法の提案、弁護士の視点から紛争回避のために社労士、産業医が果たし得た役割等が提示された。指定発言では、社労士と産業医のそれぞれの役割と共通点、社労士の専門性と産業医との連携への期待が語られた。

ワークショップ②「産業保健法学と心理職～弁護士と心理職の協働～」では、障害者雇用をテーマとして、各演者から、事業所内カウンセラーの立場、障害者雇用の現場の就業支援カウンセラーの立場、予防法務型経営側労働弁護士の立場、トラブル事例の分析を通じた「合理的配慮」の考察等の提示がなされた。総合討論では、弁護士と心理職が共通に認識する課題として、当事者と管理職、当事者と一般社員等の対話の難しさと重要性、対話を支える制度的枠組み、障害者雇用の背景にある法的概念の変遷と理解等が抽出され、今後の協働の広がり大きな期待を感じさせた。

ワークショップ③「遠隔産業保健～それって法的に大丈夫？～」では、コロナ禍で急速に労働者自身のリモートワークが普及するのと同時に、面談等の産業保健活動も遠隔実施が余儀なくされたことに伴い、現場でさまざまな課題が表面化していることを踏まえたタイムリーな企画であった。企業内の産業医及び保健師が実務的な課題事例を提供し、これに対し弁護士から処方箋が示された。さらに指定発言では遠隔産業保健をめぐるルールについての考えが提示された。また視聴者からの質問も多数あった。

ワークショップ④「発注者・受託者の責任を考える」では、まず労働法の観点から、下請労働者、フリーランス、副業・兼業者への安全配慮義務の拡張の経緯と課題が提示され、続いて、かねてより重層構造の中で安全衛生活動が展開されてきた建設業界の最近の取組み、多様な働き方をする労働者への産業医の産業保健活動の展開について報告がなされた。

(9) 協賛セミナー

協賛セミナーは「産業医の誠実義務をめぐる法的リスクの検討」、「いわゆるパワハラ防止法の措置義務めぐって」の2題が行われた。

(10) 一般演題

一般演題は、「マクロ×未然防止領域」と「ミクロ×未然防止領域」のセッションで計7題が発表された。

優秀演題賞には、(株)心陽の石田陽子氏、溝口茂樹氏による「多店舗展開飲食店の衛生管理規程解釈指導の実例」が選出された。

4. おわりに

学会設立から間もない初めての開催であることから、主催者は参加登録数の動きに気を揉んだが、関係者の努力と支援により一次登録締切り後にも登録数が伸び、最終的に 800 名を超え、このうち約 250 名は非会員の参加であった。参加者にはオンラインでの聴講（日本医師会認定産業医研修会の 2 プログラムの現地聴講者を除く）をしていただいたが、並列のプログラムを合計して常時 300～400 名が聴講されていたものと推計している。設立 1 年目の学会の大会としては大成功を収めたといえ、会員、参加者、登壇者、協賛企業の皆様に厚く御礼申し上げたい。

大会開催にあたり、運営サポートを担当された(有)ビジョンブリッジ、Web サイト運営を担当された(株)クレアネット、近畿大学三柴研究室と杏林大学公衆衛生学教室のスタッフをはじめ、多くの方にご協力をいただいたことにも、この場を借りてお礼申し上げる。大会の成果がコロナ禍の産業保健に役立つとともに、産業保健と法を結ぶ理論と実践の発展に寄与することを祈念している。

いずみ ようこ

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 健康政策分野教授
一般社団法人日本産業保健法学会 理事